

生活習慣病の 早期発見と 早期改善の ために

健康への関心が高くなっているにもかかわらず、脳卒中や心筋梗塞などの生活習慣病は増え続け、国民医療費の約3割、死因の約6割を占めています。生活習慣病の発病に大きく影響しているのが「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」です。こうした状況を改善するため、平成20年度から、40歳~74歳の方を対象に、メタボリックシンドロームに着目した「特定健診・特定保健指導」を医療保険者(健康保険組合など)が実施します。

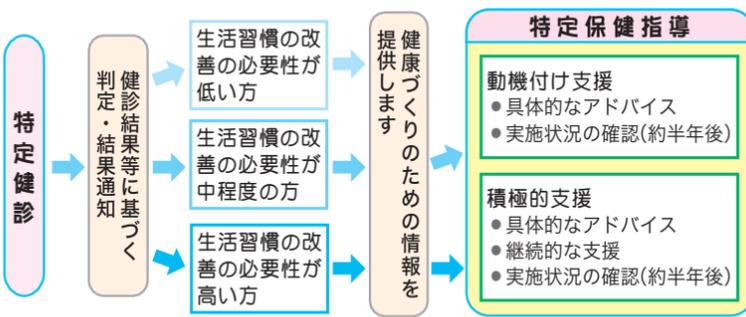
区では、医療保険者が実施する特定健診・特定保健指導と一体となった「健康診査」を、対象者や実施回数を拡大して実施します。がん検診・生活機能評価・骨粗しょう症予防検診は、引き続き実施します。

4月から 健診制度が変わります

ここが変わるポイント

- ▶ これまでの成人健康診査(55歳以上の方に委託医療機関で実施)・生活習慣病予防健診(20歳~54歳の方に保健センターで実施)・健康診査(20歳以上の方に区民健康センターで実施)を、「健康診査」として一本化します。
- ▶ メタボリックシンドロームに着目し、健康診査の項目に腹囲測定が加わります。
- ▶ 健康診査は16歳から受けられるようになります(学校で健診を受ける機会がある方を除く)。
- ▶ 健康診査の自己負担(800円)が無料になります。がん検診はこれまでどおり有料です。
- ▶ 特定健診・特定保健指導(40歳~74歳の方が対象)は、加入している健康保険により実施場所が異なります。

● 特定健診・特定保健指導の流れ ●



● 新宿区の国民健康保険に加入している方へは、新宿区が実施します。対象の方には個別にお知らせします。

● 健康保険組合などの社会保険等に加入している方(被扶養者を含む)へは、健康保険組合等が実施します。詳しくは、加入している保険組合等へお問い合わせください。

● ● 区が実施する健康診査の対象・実施場所 ● ●

区が実施する健康診査等は、5月から開始します。区民健康センターでの「16歳~39歳の健康診査」「がん検診」「骨粗しょう症予防検診」は4月から実施します(7面保健だより参照)。

年齢	16歳~39歳 (学校で健診を受ける機会がある方を除く)	40歳~64歳		65歳~74歳		75歳以上
健康保険	どの健康保険に加入していても受診できます	新宿区の国民健康保険	新宿区の国民健康保険以外の健康保険	新宿区の国民健康保険	新宿区の国民健康保険以外の健康保険	後期高齢者医療制度
健診の実施場所	保健センター 区民健康センター	委託医療機関(区内診療所など) 保健センター 区民健康センター	加入している医療保険者が指定 ※加入している健康保険組合等にお問い合わせください。	委託医療機関(区内診療所など) 区民健康センター	加入している医療保険者が指定 ※加入している健康保険組合等にお問い合わせください。	委託医療機関(区内診療所など) 区民健康センター
保健指導の実施場所	保健センター	委託医療機関(区内診療所など) 保健センター	加入している医療保険者が指定	委託医療機関(区内診療所など) 保健センター	加入している医療保険者が指定	健康相談(希望者) 区民健康センター 保健センター

● ● 20年度も実施します ● ●

▶ がん検診

- 【実施場所】区民健康センター・委託医療機関
【対象】区内在住の方
- 胃・大腸がん…20歳以上の方(委託医療機関では35歳以上の方)
 - 乳がん…40歳以上で偶数年齢の女性の方(委託医療機関でのみ実施)
 - 子宮がん…20歳以上で偶数年齢の女性の方
 - 肺がん…20歳以上の方(委託医療機関では40歳以上の方)
 - 前立腺がん…50歳以上の男性の方(健康診査と同時に実施)

▶ 生活機能評価

- 【実施場所】区民健康センター・委託医療機関
【対象】区内在住の65歳以上で、介護保険の「要介護・要支援認定」を受けていない方(健康診査と同時に実施)

▶ 骨粗しょう症予防検診

- 【実施場所】保健センター・区民健康センター
【対象】区内在住の20歳以上の方

※40歳以上で生活保護を受けている方(医療保険に加入していない方)の健診は、これまでどおり保健センター(64歳まで)・区民健康センター・委託医療機関で実施します。

申込方法・健診票の発送・費用等詳しくは、「広報しんじゅく」4月15日号でお知らせする予定です。

● ● ● 問合せ ● ● ●

- ★ 特定健診・特定保健指導のことは 国保年金課庶務係(4月1日(火)から医療保険年金課特定健診保健指導係)(本庁舎4階) ☎(5273) 4207へ。
- ★ 16歳~39歳・75歳以上の方の健康診査、がん検診のことは 健康いきがい課健康推進係(4月1日(火)から健康推進課地域保健係)(本庁舎7階) ☎(5273) 3047へ。
- ★ 生活機能評価のことは 高齢者サービス課介護予防係(本庁舎2階) ☎(5273) 4594へ。
- ★ 骨粗しょう症予防検診のことは 各保健センター・区民健康センター(7面保健だより参照)へ。

昭和三十九年度から地域の高齢者の皆さんの活動の場としてご利用いただきましたが、3月31日(月)で閉館します。

閉館後は、平成20年度に耐震・改修工事を行った後、21年度から「三世代交流事業」の場として活用します。多くの世代が気軽に集い、子育て支援や高齢者の生きがいづくり等に活用できる施設となるよう、現在、地域の皆さんによる「落合三世代交流を育てる会」を中心に、事業内容等を検討しています。

【問合せ】健康いきがい課いきがい係(4月1日(火)から高齢者サービス課いきがい係)(本庁舎2階) ☎(5273) 4567へ。

【問合せ】教育指導課教育活動支援係(本庁舎4階) ☎(5273) 3084へ。

いじめ相談電話
新宿子ども
ほっとライン

4月から毎日相談できます
電話番号が変わります

▼3月中の専用電話番号
☎(5273) 3531
(月~金曜日)

▼4月からの専用電話番号
☎(5273) 0099
(土・日曜日、祝日も毎日)

【受付時間】昼12時~夜10時
【相談内容】学校でのいじめなど、悩みを何でも相談してください。専門の相談員が話を聞きます。保護者の方もご相談ください。

【相談方法】電話のほか手紙でも相談できます。手紙は「新宿子どもほっとライン」(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、教育指導課内)へ。新宿区ホームページの教育指導課のページから書き込みもできます。